

くらしき 農業委員会 だより

第 1 3 号

平成 1 3 年 3 月

発行 倉敷市農業委員会
編集 倉敷市農業委員会事務局
☎ (086) 426-3895



▲ ビニールハウスでイチゴ栽培（連島町鶴新田 柳井雅農業委員）

主 な 記 事

	頁
新委員紹介（学識経験者）	2
農地の転用について	2
小作地について	2
標準小作料について	2
農業者年金制度改正について	3
農地の相続について	3
農地の移動状況	3
認定農業者 玄馬千彰さん	4
くらしきの農業	4
農地雑感	4
お知らせ	4

新委員紹介（学識経験者）

市議会改選に伴い、平成十三年二月九日付で、次の市議会議員が市長から選任されました。



中畝一（二一）

秋田 安幸
（農政部会）

連島町西之浦三三（一七）

大野 治
（農政部会）

田ノ上七九四

小山 博通
（農地部会）

福田町古新田八九〇

真田 護
（農政部会）

西尾一四（一）

矢野 秀典
（農地部会）

なお、倉敷西農業協同組合から、永年、農業委員として活躍された、出宮正志氏の後任として、平成十二年六月二十九日から、玉島道越一〇九一、大山雅之氏が推薦され、現在、農地部会で活躍しています。

農協推薦



また、倉敷市農業協同組合からの推薦で農業委員として活躍された、大橋伯一氏の後任として、平成十三年二月六日から、笹沖七一〇、生水佳夫氏が推薦され、農政部会に所属しました。

農地の転用に ついて

田や畑、また、果樹園等の農地を宅地にしたり、駐車場や資材置場等、農地以外にする場合は、農地転用の届出・許可申請が必要です。

自分名義の農地へ、自分が農地以外にして使用しようとする場合
市街化区域の場合
農地法4条の届出が
市街化調整区域の場合
農地法4条の許可申請が必要で

また、自分の土地を他の人とか会社へ貸したり、売ったりして、農地以外にする場合
市街化区域の場合
農地法5条の届出が
市街化調整区域の場合
農地法5条の許可申請が必要で

特に、市街化調整区域の農地の場合は、許可の難しい場所もありますから注意してください。（詳しくは農委へ）

小作地について

現在、地主・小作の関係にある農地について、次のようなことに該当したら、農業委員会に届とか通知等が必要です。

- ①小作関係を貸し手と借り手で話し合い、合意で解約をしたとき。
- ②貸し手・借り手のそれぞれに、相続など名義の変更があったとき。
- ③それ以外で、何か分からないことがあったら、農業委員会に相談してください。



春を待つ玉島勇崎のイチジク

標準小作料 について

農地の小作料は、貸し手と借り手が話し合いにより、決めるのが原則ですが、その目安として、農業委員会が小作料の標準額を定めています。その標準額は、左の表のとおりです。

地区名		倉敷	児島	玉島	茶屋町	庄
農地区分	田	20,700	20,000	19,800	22,800	21,800
	畑	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800

平成11年1月1日から適用 ※単位…10アール当たり/円
*この標準額は3年に1度、見直します。

農業者年金制度

改正について

現在の情勢

昭和四十六年に発足した農業者年金制度は最近の農業を取り巻く情勢の変化、年金財政の現状等から極めて厳しい状況に直面することと、抜本的な改革なしには継続することが困難な状況になってい

ます。現状では、加入者一人が、受給者二・七人を支えなければならぬというもので大きな問題があります。

このような中、昨年八月に農水省は「農業者年金制度改革について」を決定し、その決定に基づき法案化を進め、去る二月十六日に閣議決定がなされ同十九日に本通常国会に提出されました。

国会の審議成立がなされれば平成十四年一月一日から施行されることとなります。以下、政府案について一部紹介します。

改正後の農業者年金の概要

- 大きく改められる点
- ①当然加入制を廃止して、任意加入のみとする。
- ②加入用件を緩和し六十日以

上農業に従事する者であれば誰でも加入できることとする。とともに、いつでも任意脱退できることとする。

③保険料の額は各自が一定の範囲内（二万～六万八千円）で加入者が自由に決定し、また変更することができ。④財政方式は積み立てた保険料とその運用収入を基に将来の年金を支給する積立方式となる。

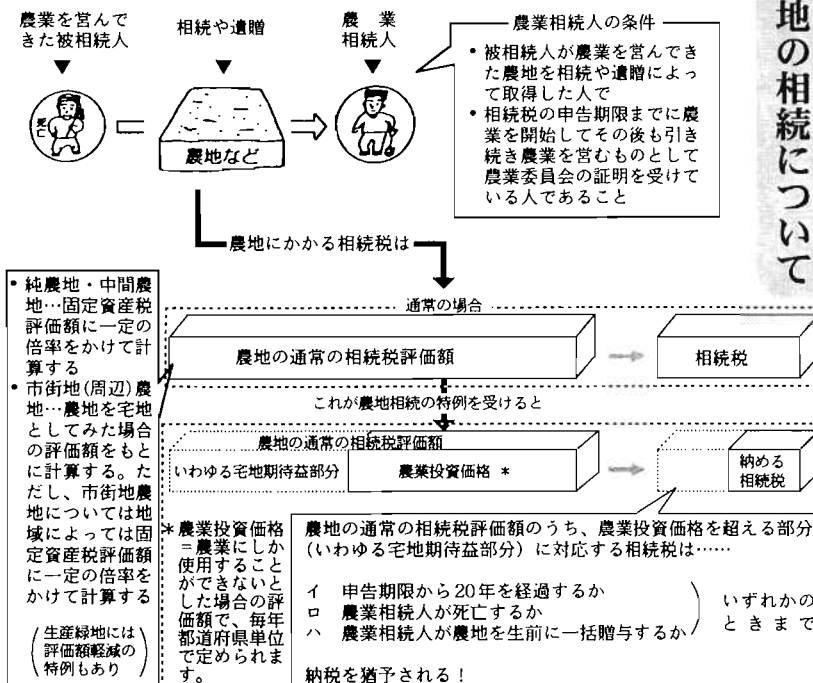
⑤年金の種類は、農業者老齢年金と特例付加年金の二種類となります。

⑥農業者老齢年金の支給要件は、年齢要件のみとし、六十五歳到達を原則とする。ただし、国民年金と同様に六十歳までの繰り上げ支給を選択することができ。

制度改正に伴う経過措置

- ①受給者については、既裁定年金の種類に応じて若干の傾斜を付け平均9・8%の年金額の引き下げ、物価スライドを廃止する。
- ②加入者・待期者については物価スライドを廃止した上で、掛け損防止が図られ、かつ最小限の現在価値目減り防止が措置された年金水準を設定する。
- ③改正法施行日において、四

農地の相続にはこんな特例が設けられている！



農地の相続について

農地の移動状況

最近五年間の農地法に基づく手続きをした件数及び面積です。

年次別農地移動状況

（面積単位：アール）

種別 年次	第 3 条		第 4 条		第 5 条		第 20 条	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
8	360	3,623	437	2,351	955	5,400	125	1,038
9	380	4,174	385	1,912	835	4,822	100	943
10	339	3,264	402	2,085	670	3,422	98	803
11	299	2,918	349	1,985	738	4,196	76	671
12	276	2,991	302	1,719	585	2,802	57	523

認定農業者

玄馬千彰さん

(連島町亀島新田)
連島中学の北付近でカーネーション栽培をしています。

今年二月十五日岡山テルサで開催された、岡山県花き共振会で農林水産大臣賞を獲得されました。表彰式は三月十四日栽培等の研究発表を兼ねてテクノサポート岡山で行われました。

【玄馬さんの話】

私は高校を卒業し、今の花作りとは全く違う水島の工場に就職し、石油製品製造関係に携わっていました。三年間勤めましたが、一念発起、会社を辞め、兵庫県加古川市のカーネーション生産農家に修行に行きました。自分の家は農家でしたが花は作っていませんでしたので、自分の人生を掛けて花作りをするとは思



っていませんでしたし、その厳しさも認識していませんでした。そんな私が最初に感じたのは「土」をととても大事にしていることです。

カーネーションの苗を定植するのについて畝をまたいで移動したとき厳しく叱られました。「土」にはいろんな栄養分もあるし、微生物もいる。それもとだ漫然とした「土」ではなく成分等調査調整しており、靴の底に着いているかもしれないウイルス等が畝に移ってもいけない。まあ、それより、この「土」から育つカーネーションが生活の糧となる訳ですから粗末にしてはいけないと言ってくれたのだと思っています。

倉敷に帰り自分で資金調達等多く作業の後、最初に収穫した時は感動的でした。それから既に三十年近くが経過しました。

今は、書画による造形美術の製作に意欲を持って取り組んでいます。書にしても、絵にしても、花にしても、自身では美しさとか人に感動を与えると言うことでは同じだと考えています。どちらの手を抜かず自分の気持ちが多くなの人々を和ますことができればと思っています。一寸生意気なことを書いてしまいましたが、これからも美術の面から見た花作り、花作りから見た美術、お互いを切磋して行きたいと考え行動していますので応援してください。

くらしきの農業

表紙に掲載していますが、鶴新田では、古くからイチゴの栽培が行われていました。現在、約二十戸余の農家が生産しています。

次の写真は、ゴボウを覆っているビニールのトンネルです。連島・水島・北畝のあたりでは、三月中頃までこの光景が見られます。家々の間にビッシリと作付けをされています。

「モグ丸くん」印のゴボウとして出荷されており、市場でも高い評価を受けています。最近では、中国産も出回

っています。是非、地元のゴボウを食べてみてください。一味違うと思います。



農地雑感

景気が悪いとはいえず、倉敷の農地は年々宅地化により減少しています。そうして行くと、私達が幼い頃、大雨の時田んぼが海のようになっていたことを思い出します。このような農地がどんどん宅地化されるとあのような雨水は何処へいくのでしょうか、今一度、農地の自然災害に対する調整能力を考えてみる必要があるのでは無いでしょうか。

農業を取り巻く環境は厳しいことばかりでなかなか明るいニュースは聞こえてきませんが、編集にあたっては、農家の皆さんに少しでもよい情報をお伝えしたいと心掛けました。

なお、本紙印刷にあたっては、身体障害者授産施設である「くれたけ荘」へお願いしましたところ手際良くしていただき発行することができました。(事務局 小河原)

全国農業新聞

を読みましょう!!

最新の技術・知識・現在の農業情報がいち早くわかります。

- 週1回(金曜日)発行
- 購読料 1ヶ月600円
- 申込先 農業委員会または地区農業委員会へ

《お知らせ》

農業委員会事務局の事務所の位置が変わります。

四月より本庁の事務所が、本庁舎高層棟二階から六階の西側エレベーター付近に変わりますので、御来庁の時にはよろしく願います。

編集後記

「農業委員会だより」第十三号をお届けします。

この紙面が皆様に届くころは、桜の花もそろそろ咲くころだと思えます。この頃になると農家にとって、一層忙しくなるものです。

景気の回復は一向によくなりませんが、季節の方は、そのことに関係なく確実に巡って来ます。

農業を取り巻く環境は厳しいことばかりでなかなか明るいニュースは聞こえてきませんが、編集にあたっては、農家の皆さんに少しでもよい情報をお伝えしたいと心掛けました。

なお、本紙印刷にあたっては、身体障害者授産施設である「くれたけ荘」へお願いしましたところ手際良くしていただき発行することができました。(事務局 小河原)